

第3章 旅費

埼玉西部環境保全組合職員の旅費に関する条例

制定	昭和47年	2月	7日	条例第12号
改正	昭和48年	3月	5日	条例第4号
	昭和48年	8月	27日	条例第8号
	昭和49年	3月	2日	条例第4号
	昭和51年	3月	1日	条例第2号
	昭和56年	2月	25日	条例第1号
	昭和57年	2月	22日	条例第4号
	昭和58年	8月	13日	条例第1号
	昭和59年	3月	24日	条例第4号
	昭和61年	1月	13日	条例第1号
	平成元年	2月	22日	条例第4号
	平成3年	8月	26日	条例第7号
	平成4年	2月	25日	条例第6号
	平成10年	3月	24日	条例第9号
	平成11年	2月	12日	条例第3号
	平成13年	8月	30日	条例第8号
	平成16年	2月	3日	条例第4号
	平成20年	2月	15日	条例第2号

埼玉西部環境保全組合職員の旅費に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、組合職員等に対し支給する旅費について規定にすることを目的とする。

2 組合が職員（組合が給与又は報酬を支給している者をいう。以下同じ。）及び職員以外の者に対して支給する旅費に関しては、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（旅費の支給）

第2条 組合職員が公務のために旅行することを命ぜられた場合（以下「出張」という。）には当該職員に対し旅費を支給する。

2 職員が出張中に死亡した場合には、その配偶者又はその遺族に対し当該職員の旅費を支給する。

3 職員又は職員以外の者が、組合の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として出張した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

4 前3項の規定に該当する場合を除くほか、他の条例に特別の定めがある場合その他組合費を支弁して出張させる必要がある場合には旅費を支給する。

5 出張を命ぜられた職員がその出張を取り消され、若しくは変更され、又は死亡した場合において、当該出張のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちそのものの損失となった金額は、規定で定めるものを旅費として支給することができる。

（出張命令等）

第3条 職員の出張は、次に掲げる区分により出張命令権者の発する出張命令又は出張依頼（以下「出張命令等」という。）によって行われなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する出張 出張命令

(2) 前条第3項の規定に該当する出張 出張依頼

2 出張命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り出張命令等を発することができる。

- 3 出張命令権者は、既に発した出張命令等を変更（取消しを含む。以下同じ。）する必要があると認める場合は、これを変更することができる。
- 4 出張命令権者は、出張命令等を発し、又はこれを変更するには、出張命令書又は出張依頼書（以下「出張命令書等」という。）に当該出張に関する事項を記載し、これを当該出張者に提示しなければならない。ただし、出張命令書等に当該出張に関する事項を記載し、これを提示するいとまがない場合には、口頭により出張命令等を発し、又はこれを変更することができる。
- 5 出張命令権者は、口頭により出張命令等を発し、又はこれを変更した場合には、速やかに出張命令書等に当該出張に関する事項を記載し、これを当該出張者に提示しなければならない。
- 6 出張命令書等の記載事項及び様式は、規則で定める。

（旅費の種類）

第4条 旅費の種類は、鉄道賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道出張に就いて、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）出張に就いて、路程に応じ1キロメートル当りの定額又は実費額により支給する。
- 4 日当は、出張中の日数に応じ1日当りの定額により支給する。
- 5 宿泊料は、実費額により支給する。
- 6 食卓料は、水路出張及び航空出張中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

（旅費の計算）

第5条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむをえない事情により最も経済的な通常の経路及び方法により出張することが困難な場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第6条 1日の出張における日当について定額を異にする事由が生じた場合には、多い方の定額による日当を支給する。

（旅費の請求手続）

第7条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする出張者及び概算払に係る旅費の支給を受けた出張者でその精算をしようとするものは、所定の請求書

に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出命令ができる者（以下「支出命令者」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた出張者は、当該出張を完了した後所定の期間内に当該出張について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出命令者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 第1項に規定する請求書及び添付書類の種類、記載事項及び様式並びに第2項及び第3項に規定する期間については、規則で定める。

（証人等の旅費）

第7条の2 第2条第3項又は第4項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、管理者が定める旅費とする。

（鉄道賃）

第8条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）並びに急行料金及び座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を2階級に区分する路線による出張の場合には、2等の運賃
 - (2) 運賃の等級区分のない路線による出張の場合には、その乗車に要する運賃
 - (3) 急行料金を徴する路線による出張の場合には、その乗車に要する急行料金
 - (4) 座席指定料金を徴する路線による出張の場合には、その乗車に要する座席指定料金
- 2 前項第3号に規定する急行料金は、次の各号の1に該当する場合に限り支給する。
 - (1) 特別急行列車を運行する路線による出張で片道100キロメートル以上の場合
 - (2) 普通急行列車又は準急行列車を運行する路線による出張で片道50キロメートル以上の場合
 - 3 第1項第4号に規定する座席指定料金は、急行列車を運行する路線による出張で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。
 - 4 県内における出張については、前各項の規定にかかわらず最も経済的な実費によ

る。

（車賃）

第9条 車賃の額は、別表の定額による。ただし、公務上の必要等により定額で出張の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 車賃は、全路程を通じて計算し、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（日当）

第10条 日当の額は、別表の定額による。

2 県内の出張の場合における日当は、宿泊をした場合を除き、第4条第4項の規定にかかわらず、支給しない。

（宿泊料）

第11条 宿泊料の額は、実費額とする。ただし、当該実費額に夕食又は朝食に要する経費が含まれていない場合には、その1食につき1,100円を加算し、支給する。

2 前項の宿泊料の額は、1夜につき14,000円を超えることができない。

3 宿泊料は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合に限り支給する。

（食卓料）

第12条 食卓料の額は、別表の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが、食費を要する場合に限り、支給する。

（旅費の調整）

第13条 出張者が、公用の交通機関、宿泊施設等を利用して出張した場合に不当に実費を超えて旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費において、旅費の全部又は一部を支給しないことができる。

2 出張者が、この条例の規定による旅費により出張することが当該出張における特別の事情により、又は当該出張の性質上困難である場合には、出張命令権者が管理者と協議して定める旅費を支給することができる。

（旅費の特定）

第14条 航空賃、船賃及び外国旅行については、現によった旅程で最も経済的な実費を旅費として支給する。

第15条 この条例で定めるもののほか、旅費の支給に関しては国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の例による。

第16条 この条例実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年12月1日から適用する。

附 則（昭和48年条例第4号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年条例第8号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の毛呂山町外2町1村ごみ処理組合職員の旅費に関する条例の規定は、昭和48年4月1日から適用する。

附 則（昭和49年条例第4号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年条例第2号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年条例第1号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の旅費に関する条例の規定は、昭和56年4月1日から適用する。

附 則（昭和58年条例第1号）

この条例は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則（昭和59年条例第4号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年条例第1号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（埼玉西部環境保全組合職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 前項の規定による改正後の埼玉西部環境保全組合職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以降に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成元年条例第4号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成3年条例第7号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の旅費に関する条例の規定は、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成4年条例第6号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成10年条例第9号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第3号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第8号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の埼玉西部環境保全組合職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成16年条例第4号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第2号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第9条、第10条、第12条関係）

区 分	車 賃 (1kmにつき)	日 当 (1日につき)	食 卓 料 (1夜につき)
管理者、副管理者、監査委員及び審査委員	円 37	円 2,600	円 2,600
議会議員	37		2,600
7級から1級の職務	37	2,100	2,100